

各 位

公益社団法人北海道観光振興機構
会 長 小 金 澤 健 司
〈公印省略〉

令和 6 年度「北宗谷エリアにおける二次交通データ整備事業」委託業務に係る
企画提案の公募について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
平素は、当機構の事業推進に格別なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、当機構では、標記事業に係る委託業務について下記の通り企画提案を募集することと
いたしましたので、ご案内申し上げます。

敬具

記

1. 事業名

「北宗谷エリアにおける二次交通データ整備事業」委託業務

2. 参加表明

企画提案書提出の意向がある場合は、企画提案指示書 10.(1) に示す内容をメールでお知
らせください。(様式なし、メール本文で可)

※参加表明期限 : 令和 6 年 4 月 26 日(金) 17 時

3. 提出物について

企画提案書及び見積書 (※ 詳細は、企画提案指示書を参照してください)

4. 今後のスケジュール

- (1) 参加表明〆切 令和 6 年 4 月 26 日(金) 17 時
- (2) 企画書提出〆切 令和 6 年 5 月 17 日(金) 17 時
- (3) 企画審査会 令和 6 年 5 月下旬以降
- (4) 契約書の締結 令和 6 年 6 月上旬予定

5. その他

事業に関する説明会は実施いたしません。

<問い合わせ先>

〒060-0003 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 緑苑ビル 1 階
事業企画本部観光戦略部
担当 : 高橋
電話 : 070-8911-8257 011-231-0941
Fax : 011-232-5064
E-mail : m_takahashi@visithkd.or.jp

令和6年度
「北宗谷エリアにおける二次交通データ整備事業」
企画提案指示書

1. 委託業務名

「北宗谷エリアにおける二次交通データ整備事業」委託業務

2. 事業目的

訪日外国人が使い慣れた地図アプリによる「旅マエ」での移動検索や、「旅ナカ」でのリアルタイムでの発着時刻の確認が可能となることで、空港を起点とした周遊観光での二次交通利用促進を行う。

北海道では2023年にアドベンチャートラベルワールドサミットが開催され、今後も道としてアドベンチャートラベルを強化する方針の中、訪日外国人を対象とした調査で、「北海道のアクティビティで関心や興味を持つもの」という設問に対して「ハイキング、トレッキング、山登り」が40.7%で、アウトドアコンテンツトップとして選ばれている。

道内には「ハイキング、トレッキング、山登り」に適した国立公園が6か所（利尻礼文サロベツ国立公園・大雪国立公園・支笏湖洞爺国立公園・知床国立公園・阿寒国立公園・釧路湿原国立公園）あるが、その中でも二次交通データ整備（ロケーションシステム）が全く進んでいないのは利尻礼文サロベツ国立公園エリアのみとなっている。

同国立公園エリアは、稚内空港、利尻空港、稚内駅を利用しての離島観光ということで訪日外国人にも人気のエリアとなっているが、Google Map等の地図アプリでの移動検索・ロケーションシステムが利用出来ないことから、空港・駅からのバス・フェリーという二次交通利用は限られている。

今後同エリアでの訪日外国人の二次交通を利用してのアドベンチャートラベルを促進するためにも、同エリアでの二次交通データ整備が必要とされる。

3. 委託期間

契約締結日から令和7年2月25日（火）まで

4. 契約方法

公募型プロポーザル方式（価格考慮型）による随意契約

※企画内容提案に加えて価格についても審査基準の要素とします。

5. 予算上限額（消費税及び地方消費税相当額10%を含む。）

19,965,000円

6. 業務内容及び実施方法

事業計画内容を十分に踏まえた上で、下記に例示する業務を基本とした事業を実施すること。

事業効果を高めるものとして、独自提案を行うことも可能だが、下記に示す取組の内容から逸脱するものは補助対象外となる。

《事業対象地域》

北宗谷地域(利尻礼文サロベツ国立公園エリア)

《メインターゲット》

東アジア(台湾、香港、韓国、シンガポール)、欧米(アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ)

《メインターゲット属性》

一人当たりの旅行予算 20 万円超の 20~30 代友人・知人 2 名~4 名小グループをターゲットにする

《実施計画概要》

- ・本事業の地域理解を深めて頂くために地域関係団体(稚内市、礼文町、利尻町、利尻富士町、宗谷バス、ハートランドフェリー)への地域説明会
- ・対象地域二次交通バス 35 台、フェリー3 隻への GPS の設置
- ・二次交通情報(GTFS-RT)整備により Google Map 上でのバスロケ、フェリーロケならびに遅延情報の表示
- ・道外在住の外国人を対象に Google Map でのロケーションシステムを活用した実証実験の開催
- ・実証実験アンケート(定性データ)を基にした地域関係団体ワークショップでの「今後訪日外国人二次交通利用促進(運行系統・運行時刻・バス結節点・バス-フェリー乗り継ぎ・料金体制・今後の運行体制・システム利用環境改善等)」の検討・協議(1回)

《成果物》

- ・Google Map での移動検索、バス(フェリー)ロケ、遅延情報表示
- ・今後の訪日外国人二次交通利用促進への提言

《目標と成果指標》

アウトプット

- ①Google Map 上でのバスロケ、フェリーロケならびに遅延情報の表示

(令和 7 年 2 月事業報告から把握)

- ②道外在住の外国人(招聘者数 5 名)を対象に動的情報を活用した実証実験を行い、アンケートによる提言を受ける。

⇒(Google Map の表示確認、乗り継ぎ状況確認)(提言数 25 件以上、改善点 5 件以上)

(令和 7 年 2 月事業報告から把握)

- ③地域関係者への説明会(24 名以上/2 回)

(令和 7 年 2 月事業報告から把握)

⇒地域関係団体 6 者(稚内市、礼文町、利尻町、利尻富士町、宗谷バス、ハートランドフェリー)への事業目的の趣旨説明及び事業結果の報告

- ④地域関係者とのワークショップ(12 名以上/1 回)

(令和 7 年 2 月事業報告から把握)

⇒実証実験アンケート(定性データ)を基に、地域関係団体 6 者(稚内市、礼文町、利尻町、利尻富士町、宗谷バス、ハートランドフェリー)と訪日外国人二次交通利用促進検討・協議

アウトカム

①二次交通情報整備後エリア内バス乗降者数 2023 年度比 24%増

(令和 7 年 2 月事業報告から把握)

②今後の訪日外国人二次交通利用促進(運行系統・運行時刻・バス結節点・バスフェリー乗り継ぎ・料金体制・今後の運行体制等)に向けた提案 5 件

(令和 7 年 2 月事業報告から把握)

《事業実施報告書の提出》

受託者は本事業の終了後、事業の実施内容とその成果等について纏めた報告書を作成し別途指示する部数を紙及び電子データにて提出すること

7. 企画提案応募条件等

(1) 単独法人又は複数の法人等(法人及び法人以外の団体を含む)による連合体(以下「コンソーシアム」という。)であること。

(2) コンソーシアムは構成員の中で 1 者以上、単体企業等は自らが必ず旅行業法に基づく旅行業者の登録を受けていること。

(3) 単独法人及びコンソーシアムの構成員は、次の要件を全て満たしていること。

①北海道に本社もしくは事業所等(本事業を実施するために設置する場合を含む。)を有する法人、又は特定非営利活動促進法(平成 10 年法律第 7 号)に基づく特定非営利活動法人であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人を除く。

②地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項に規定する者でないこと。

③地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定による競争入札への参加を排除されている者でないこと。

④北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領(平成 4 年 9 月 11 日付け局総第 461 号)第 2 第 1 項の規定による指名停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。

⑤暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。)又は暴力団関係事業者(暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第 2 号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。)に該当しない者であること。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

⑥コンソーシアムの構成員が単独企業、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、この企画提案(プロポーザル)に参加する者でないこと。

(4) コンソーシアムにおいては、(2)、(3)の要件の他、次のいずれの要件も満たすこと。

①コンソーシアムを構成する企業間に明確な契約が存在すること。

②委託を受けた事業が完了した日の属する年度の終了後 5 年間、会計帳簿等の関係書類の保存について責任の所在が明確であること。

8. 審査基準

企画提案は次の項目を審査し、総合的に判断する。

- (1) 企画提案の目的適合性
実施内容が、事業目的を達成させるために効果的であるか。また、実施内容は、事業の目的に資するものか。
- (2) 実現性
事業の組み立てに具体性があり、実現可能な内容・スケジュールとなっているか。
- (3) 業務遂行能力
事業実施のためのノウハウを備えており、業務を遂行する能力があると判断できるか。
- (4) 経済合理性
費用対効果が高い提案となっているか。

9. 事業者決定までのスケジュール（青文字は注意事項、公示の時は削除する事）

令和6年4月26日（金）17時 参加表明 締切
令和6年5月17日（金）17時 企画提案書 提出期限
令和6年5月下旬以降 企画提案の審査（審査会）
令和6年6月上旬 委託事業者決定・事業説明会・契約
令和7年2月25日（火） 全事業終了、事業報告書作成提出、精算。

※企画提案事業説明会は開催せず質疑についてはメールでの受付、回答とする。

10. 企画提案書の提出

- (1) 参加表明 令和6年4月26日（金）17時 締切
※特に様式はなく、メール本文で可（E-mail：m_takahashi@visithkd.or.jp）とするが、以下の①～⑥の内容を記載のこと。
①単独法人名又は法人名（コンソーシアムの場合はコンソーシアム名、幹事社名）、
代表者名 ②所在地 ③電話番号 ④FAX 番号 ⑤担当者名
⑥連絡用メールアドレス

※コンソーシアム又は協力会社がある場合は、それぞれにつき、上記①～⑥の内容を記載。

- (2) 提出期限 令和6年5月17日（金）17時
- (3) 提出場所 札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階
公益社団法人北海道観光振興機構
事業企画本部観光戦略部（担当：高橋）
- (4) 提出部数 8部（会社名、業務従事者氏名を記載したもの1部、記載しないもの7部）
- (5) 提出方法 提出場所に持参又は郵送（※ファクシミリ、メールでの提出は不可）

※郵送の場合、提出期日までに到着しないものは受理しない。

※提出の企画提案書は期日までに別途データでも提出すること。電子メール、ROM等の記録媒体など手法は問わない。なお、電子データのみでの納品は認めない。（電子データで納品する企画提案書については事業者名、氏名等を記載しないもののみでも可）

11. 企画提案書作成上の留意点

- (1) 様式の規格はA4縦判サイズとし、冒頭に企画提案書の全体構成を記載し、企画提案書の

頁数は全体で30頁以内とすること。

- (2) 企画提案書の作成にあたっては、企画提案の考え方のほか、下記の項目について記載すること。

①これまでの事業実績

提案者の業務内容及び本事業類似事業の実績について過去3年分を記載すること。

②業務実施体制

当該事業の業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制のほか、協力会社等は符号(ア・イ・ウ、①②③)にて記載すること。なお、本事業は実施内容が多岐にわたり、業務量が多くなることが予想されるため、実施体制については特に詳細に記載すること。なお、提案者名を記載した企画提案書の1部にのみ業務担当者名及び協力会社名を記載し、残りについては、「A」、「B」等の表現を用いて記載すること(後日符号を指示)。

③業務スケジュール

委託業務開始から終了までのスケジュールを具体的に記載すること。

④見積書

本企画提案指示書6. 事業内容及び実施方法に記載している《実施計画概要》に明示している項目に沿って①～②等実施項目毎の見積額及び当該事業合計額での見積書を作成する事。

※宿泊費・交通費・謝金等の明細は不要。人件費は必要。

※採択された事業者は契約時、別途見積内訳書を提出する事。

⑤コンソーシアムの場合は別途指示をする協定書を提出すること。

1 2. 企画提案に関する審査

- (1) 企画提案書の内容について、プレゼンテーション及びヒアリング(電話又はメール)を実施する。
- (2) 日時及び場所については、別途通知する。
- (3) 審査会に参加されない場合は棄権とみなす。
- (4) 審査会時の追加資料の配付については認めない。
- (5) 4者以上の審査対象者がいる場合は予め書面審査を行い、上位3者を最終的な審査対象者とする場合がある。
- (6) 事業の選定にあたっては、観光に知見を有する有識者等複数の委員による審査会において、選定する。

1 3. 留意事項

- (1) 企画提案書の作成・提出に係る費用は企画提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書は返却しない。
- (3) 提出期限を過ぎての企画提案書の提出、資料の追加及び差替えは認めない。
- (4) 公平性、透明性、客観性を期するため、提出された企画提案書を公表する場合がある。
- (5) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、北海道観光振興機構と受託者

が協議して決定するものとする。

- (6) 業務遂行にあたっては、北海道観光振興機構との連携・調整を密に行うとともに、迅速かつ的確な対応及び効率的な手法により十分な成果が得られるよう努める。
- (7) この企画提案指示書の内容に疑義が生じたときや定めのない事項については、北海道観光振興機構と受託者が協議のうえ、処理するものとする。
- (8) 著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託事業者において必要な権利処理を行うこと。
- (9) 委託契約に係る業務処理に伴い発生する特許権、著作権その他すべての権利は、北海道観光振興機構に帰属するものとする。
- (10) 手続きで使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。
- (11) 受託者選定後の契約行為に関し発生する費用は、受託者において負担するものとする。
- (12) 本事業は観光庁が令和6年度に実施する「令和6年度 地方部での滞在促進のための地域周遊観光促進事業」を活用する。このため、受託事業者は本指示書及び、観光機構より別途指示する観光庁が示す要綱に沿った業務遂行とすること。尚、支援内容や支援見込金額の変更・支援対象外の事象が判明した場合等には、本募集・選定手続については変更・中止する場合がある。

1 4. 問い合わせ先

公益社団法人北海道観光振興機構

事業企画本部観光戦略部

担当 : 高橋

電話 : 070-8911-8257

011-231-0941

FAX : 011-232-5064

E-mail : m_takahashi@visithkd.or.jp